

平成20年度 から

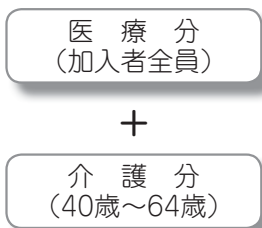
国民健康保険税が大きく変わります

国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金」が加わります

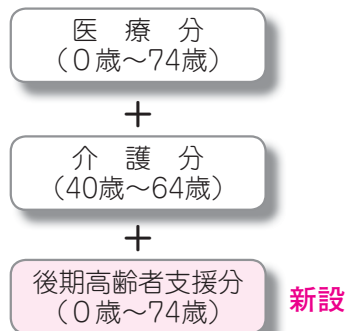
平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年4月から変わります。

これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳のかた）とを合わせて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することになります。

従来の算定方法



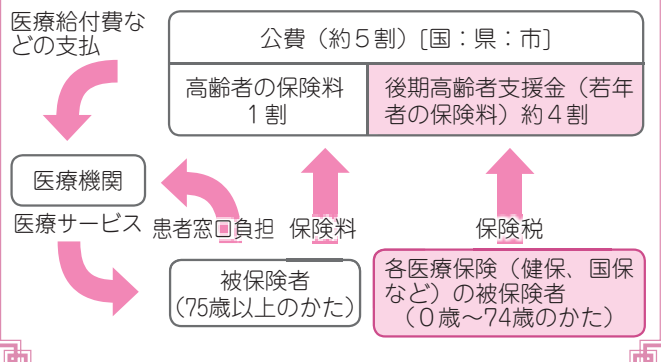
平成20年度からの算定方法



後期高齢者支援金とは

後期高齢者医療制度は、対象となる被保険者のみなさんに納めていただく保険料と、公費(国・県・市)、現役世代(0歳から74歳)の医療保険制度(国民健康保険や社会保険など)からの支援金をおもな財源として運営されます。この現役世代の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することになります。

後期高齢者医療制度の運営のしくみ



国民健康保険税の特別徴収が開始されます

納付方法については、納税通知書で直接納める方法(普通徴収)により納付をお願いしていましたが、平成20年度から次に該当する年金受給者については原則として、年金から天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。

特別徴収の対象となるかた

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)であって、年額18万円以上の年金を受給しているかたは、年金から国保税が天引きされます。ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合、国民健康保険税は普通徴収となります。65歳未満のかたおよび前記に該当しないかたの保険税の納付方法は、普通徴収となります。

※擬制世帯主とは、世帯主が国保以外の健康保険に加入していて、世帯に国保の加入者がいる世帯主のことです。

特別徴収・普通徴収の対象例

<例1> 世帯主(72歳・国保)、妻(68歳・国保)の場合
⇒2人とも国保被保険者で、かつ65歳以上であるため、特別徴収

<例2> 世帯主(78歳・後期高齢者医療制度で擬制世帯主)、妻(68歳・国保)の場合
⇒世帯主が擬制世帯主であるため、普通徴収

<例3> 世帯主(72歳・国保)、妻(68歳・国保)、子(45歳・国保)
⇒世帯員全員国保被保険者であるが、世帯員である子が65歳未満のため、普通徴収

年金からの特別徴収のしくみ (年6回の年金支払いの際に、受給額から国民健康保険税をあらかじめ天引きするものです)

仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険税額を徴収します			確定した保険税額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※国民健康保険税の特別徴収となる世帯主には、3月中旬「国民健康保険税特別徴収(仮徴収)開始通知書」を郵送する予定です。

※「後期高齢者医療仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」は特別徴収の対象者となるかたに、4月の年金支払日までに郵送する予定です。後期高齢者医療制度の施行開始が平成20年4月であり、徴収額は青森県後期高齢者医療広域連合が決定するため4月となります。

問い合わせ先

国民健康保険税について 国保年金課保険税係 (☎235111内線242・243)
後期高齢者医療制度について 国保年金課納付係 (☎235111内線246・247)